

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市温泉等入浴施設燃料費高騰対策事業補助金
補助の区分	事業補助（その他）
補助の概要	原油等価格高騰による各種経費の増加等によって生じる温泉等入浴施設への影響を軽減し、経営の安定と利用者へのサービス水準の維持を図るため、市が貸し付けた温泉等入浴施設の管理運営に要する燃料費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	新穂潟上温泉、畑野温泉松泉閣、羽茂温泉クアテルメ佐渡を管理運営する事業者
補助対象経費	燃料費（灯油およびA重油）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1事業者につき上限100万円。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	施設で購入する灯油1リットルあたり8円、A重油1リットルあたり10円を補助。1事業者につき上限100万円。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	市が無償貸付した温泉施設の運営継続（3施設→3施設）
	○目標に対する費用対効果（計算式）
補助制度開始	平成31年4月1日
	令和3年9月30日
見直し時期	令和4年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページでの公開および事業者へ直接案内する。
事業担当	（担当部署） 市民生活課 温泉施設係
	（電話番号） 0259-63-3115